

市民の皆様へ

## 「こども110番の家」をご存じですか？

八街市では、小・中学校PTAが主体となって、子供達が登下校途中や校外で犯罪や危険なことに巻き込まれそうになったとき、地域の方々に救済や保護をしてもらい、地域全体が協力して子供達を守り育てようという「こども110番」活動を進めています。

協力いただける家庭や商店には、下の図柄のプレートを配布し、家や門扉の通りから見える位置に掲示してもらっています。

これが目印となり、子供が、不審者に声をかけられたり後ろからつけられるなど、身の危険を感じたときには、すぐさまこのプレートを掲示している家や商店に駆け込んで、保護や救援を求めます。



八街市PTA連絡協議会  
八街市教育委員会・佐倉警察署

つきましては、この取り組みの趣旨にご賛同をいただき、「こども110番の家」設置にご協力をお願いいたします。

詳しくは、お近くの小・中学校か、

八街市教育委員会社会教育課（☎443-1464）までお電話ください。

「こども110番」活動へのご協力をお願いいたします。

「こども110番」活動にご協力いただける家庭や商店の方は、お近くの小・中学校か、八街市教育委員会社会教育課（☎443-1464）までお電話ください。

登録のうえ、プレートを配布しますので、通りから見える位置に掲示してください。

#### 目 的

- ①子供が不審者に声をかけられたり後ろからつけられるなど、身の危険を感じたときに直ちに駆け込み救助を求められる緊急の避難場所を設置し、子供の安全を確保する。
- ②「こども110番の家」のプレートを掲げることにより、犯罪防止効果を期待する。

#### 協力家庭の役割（仕事の内容）

- ①配布されたプレートを、家や門扉など通りから見える位置に取り付け、子供達や地域の方達に「こども110番の家」であることがすぐわかるようにしておく。
- ②子供が、大人の助けを必要とする場合は、いつでも駆け込んで避難できるようにする。  
例えば、
  - ・変質者に遭遇し、つけねらわれたり、痴漢被害にあったとき
  - ・暴行・恐喝事件に遭遇したとき、しそうなとき
  - ・事故に会い、負傷したとき
  - ・体調不良で緊急的に助けを求めるとき
  - ・その他大人の助けを必要としたとき
- ③子供が駆け込んだときには保護し、警察や家庭、学校に連絡をとる。
- ④保護した子供を保護者か学校職員に引き渡す。（プライバシーには十分配慮する）
- ⑤事故の有無に関わらず、駆け込みがあった場合には、遅滞なく「こども110番」事務局（八街市教育委員会社会教育課☎443-1464）に報告する。

#### 見舞金制度

傷害見舞金は、「こども110番の家」に直接関連して協力者などが傷害を被ったとき、死亡・後遺傷害・入院・通院の種別に応じて支払われます。

財物損害見舞金は、「こども110番の家」に直接関連して協力者などの建物や収容動産に被害を受けたとき支払われます。

#### どうして、いま必要なの？

昨今、社会的弱者である子供への犯罪が多発・増加している一方、地域と子供達との繋がりが弱くなってきています。

子供達が救助を求めようとしたときに、周りが全然知らない人の家ばかりではなかなか求めづらいのではないのでしょうか。

また、共働きの家が増え、子供が救助を求めた家が不在であることも考えられます。

今は、私達地域住民が団結・協力し合って子供達への犯罪を未然に防ぎ、地域全体で子供達を守り育てる必要があると思うのです。